

**優っくりグループホーム石神井台沼辺
「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」運営規程**

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人奉優会が開設する優っくりグループホーム石神井台沼辺（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の生活の安定及び生活の充実ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 優っくりグループホーム石神井台沼辺は、利用者の認知症状の進行を緩和し、利用者が、安心して、日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書」に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び、援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理を行い、利用者それぞれの役割を持って、家庭的な環境の元で、日常生活ができるよう援助します。

（主たる事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) **名称** 優っくりグループホーム石神井台沼辺

(2) **所在地** 東京都練馬区石神井台 2-7-5

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) **管理者** 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) **計画作成担当者** 2人（ユニットごとに1名）（常勤兼務）

利用者に応じた（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し、適切に実施されているか評価を行う。

(3) **介護従事者 介護福祉士等** 15人以上

介護従事者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる

（入居定員）

第5条 事業所の入居者の定員は、18人（1ユニット9人、2ユニット9人）とする。

（指定（介護予防）認知症対応型生活介護の内容）

第6条 指定（介護予防）認知症対応型生活介護は、要支援2、要介護者であって、認知症の状態にあるものを対象に共同生活をおくる住居において、日中は、利用者3人に常勤換算1人以上の介護従事者を配置（夜間及び深夜の時間帯を通じ、1名以上配置）し、共同生活介護サービスを提供する。

指定共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況をふまえた（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成
- (2) 食事
- (3) 入浴、排せつ又は食事等の介護
- (4) 健康管理・毎月のおこづかい等の金銭管理に限った援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 利用者・家族に関する相談
- (8) その他日常生活に必要な援助、介護

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

東京都練馬区

（サービス提供日・時間）

第8条 事業所のサービス提供日・時間は次のとおりとする。

サービス提供日 年中無休

サービス提供時間 24時間

（利用料その他の費用の額）

第9条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者が支払う金額は、利用者負担割合に基づき介護給付費の1割・2割・3割の額とする。

（その他の費用）

- (1) 敷金 170,000円（入居時）退去時に清算
- (2) 家賃 85,000円（月）
- (3) 光熱水費 20,000円（月）
- (4) 共益費 21,000円（月）（清掃・保守委託等）

※共益費は、共用設備や備品に関する消耗品費・修繕費・保守点検費・維持管理費・清掃費等、共有の購読物・玄関等のマットを始めとする各リース代など共用共有で使用する物の費用となります。

- (5) 食材料費 39,000円（月）
- (6) おむつ代 実費相当分
- (7) 理美容代・余暇活動費その他 実費相当分

上記費用を徴収する場合には、利用者または、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

その他、日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、そのつど利用者または、その家族に説明し、同意を得たものに限り、利用料と共に指定された銀行口座より引き

落としにより徴収する。

上記（3）～（5）の費用については、年度末にユニットごとに清算を行い、4月に開催される家族会等で内訳を報告し、承認を得ることとする。

（（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画）

第10条 計画作成担当者は、サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。介護計画の作成・変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得、介護計画を交付する。

利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行い、急激に状況が変化した場合は、速やかに介護保険要介護認定の変更申請を行う。

（外出・外泊について）

第11条 利用者は外出または、外泊しようとするときは、その前日までに、そのつど、外出すること、用件、帰宅予定日時等を当グループホーム所定の様式に記入して管理者に届け出るものとする。

（面会について）

第12条 利用者が外来者と面会しようとするときは、外来者が玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録するものとする。面会時に持参した、物品、食品、薬等の内容は必ず職員に伝えるものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第13条 利用者は要支援2又は要介護1以上の要介護者で認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと
 - (3) 施設内で喫煙をしないこと
 - (4) 従事者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと
 - (5) 常時医療機関において治療をする必要がないこと
 - (6) 本規程に基づく、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同していること。
- 2 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みが無い場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、利用者の家族と相談し、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がある。
- 3 入居後利用者の状態が変化し、1項をみたさなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 4 退所に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、ほかのサービス提供機関と協議し、介護の継続が維持されるよう、退所に必要な援助を行うよう努める。

(緊急時の対応)

第14条 利用者の身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、医療機関への連絡とともに、緊急連絡先への速やかな連絡を行い、救急車を呼び、対応をする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを遵守し、別紙、「個人情報に関する同意書」を取り交わし適切な取り扱いに努めるものとする。

(秘密の保持)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密事項については、ご利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により、同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (1) 管理者を防火管理者とし、火元責任者には事業所介護職員をあてる。
- (2) 夜勤交代時 22：00 には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常用災害の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う
- (4) 非常災害用設備を常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等について、災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため。自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して採用時及び朝礼時に防災教育、消防訓練等を年2回実施する。
- (7) 利用者、従業者の必要分備蓄食料品を倉庫に備蓄し、家具等の転倒防止に努める。

(事故発生時の対応)

第18条 事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに練馬区、当該利用者の家族、当該利用者にかかる主治医に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- (2) 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により損害するべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする
- (3) 事業所は、前項の損害賠償のために、賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置)

第19条 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(1) 虐待防止に関する担当者の選定。

虐待防止に関する担当者	管理者
-------------	-----

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(3) 虐待防止のための指針の整備する。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を事業部研修・オンライン研修・動画研修など年2回以上の研修を実施する。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報する。

(6) 万が一虐待が発生した場合は速やかに区市町村へ通報し対応する。

(身体的拘束について)

第20条 利用者または、他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急かつやむをえない場合を除き身体的拘束は行わない。

2 身体的拘束が必要な場合は、利用者及び家族に説明をし、予め同意を得ることとする。

3 身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び緊急やむをえない理由を記録し、開示請求に応じるものとする。

(苦情解決)

第21条 事業所は、利用者及び家族からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口の設置、担当職員の配置、調査の実施、改善措置、利用者及び家族への説明等必要な措置を講ずるものとする。

また、利用者は以下の機関に苦情を申し立てができる。

- ①第二光陽苑地域包括支援センター 電話03-5991-9919
- ②練馬区介護保険課 電話03-5984-2863
- ③東京都国民健康保険団体連合会介護相談指導課 電話03-6238-0177

2 事業所は、その提供するサービスに関して、市区町村からの文書提出・提示の求め又は市区町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力する。

また、市区町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市区町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告しなければならない。

3 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善内容を報

告する。

(従業者の研修)

第22条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 認知症等に関する研修 年3回

(介護サービス情報の公表)

第23条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、サービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表、自己評価、第三者評価の結果を、法人、事業所のホームページ等に行うものとする。

(運営推進会議)

第24条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議は、おおむね2ヶ月に1回以上開催する。
- 3 運営推進会議は、利用者、利用者家族 地域住民の代表者、練馬区職員または高齢者総合相談センター職員等、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者を構成メンバーとする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認をしていただくほか、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録は公表する。

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。